

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられ、また令和元年10月1日からは8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費（人件費以外）に充てることとされています。

令和6年度の地方消費税（社会保障財源化分）の予定収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 150,801 千円

【歳出】地方消費税（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,360,518 千円

（単位：千円）

区 分	令和6年度 予算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A - B	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）		
民生費	社会福祉費	1,029,287	106,268	923,019	309,726	191,404	85,512	336,377	37,284
	老人福祉費	784,146	39,912	744,234	10,084	73,758	24,653	635,739	70,466
	児童福祉費	1,309,609	1,619	1,307,990	663,529	296,483	76,322	271,656	30,111
衛生費	保健衛生費	337,754	116,336	221,418	14,259	4,337	86,076	116,746	12,940
合 計		3,460,796	264,135	3,196,661	997,598	565,982	272,563	1,360,518	150,801

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各区分の一般財源額で按分